企業選定のための情報サービスの充実について

(論点)発注者を支援する情報サービスの充実について、どのように取り扱っていくべきか。

1.基本的な考え方

これまで、既存のデータベースの連携、データ共有化等により、発注者が必要とする建設業者に関する客観的な企業情報や工事実績情報が一体的に提供され、発注者の入札参加資格の確認作業等の省力化、厳正化が図られてきたところであるが、各発注者による入札契約の適正化の取組みを一層支援していくため、今後、どのような情報や機能を充実させ、その活用と普及を図っていくべきか。

2.具体的な検討事項

(1)発注者支援データベース等の活用の推進

昨今の建設投資の減少による過剰供給構造の深刻化を背景に、建設工事の質の低下が懸念される中で、技術と経営に優れた企業を選定する必要性が高まっている。また、専任技術者設置義務、一括下請負禁止等の違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底する必要がある。

このため、工事実績情報サービス、企業情報サービス及び専任制確認 サービスを行う発注者支援データベースについて、より一体的なシステ ムとすることを目指しつつ、それぞれのサービスについて提供情報の拡 充、精度・利便性の向上等を図り、市町村等への普及拡大に積極的に取 り組むべきではないか。

(2)工事成績等に係る情報の充実

現在、国土交通省において、工事成績に関するデータベースの構築が 進められているが、すべての発注者が適切に事業者の技術力等を評価す ることを可能とするため、着実にその整備を推進するとともに、普及拡 大に取り組むべきではないか。

また、技術者個人の工事経験等の情報についても、データベース化を 行い、その活用を促進するよう検討を行うべきではないか。

(3)許可行政庁が保有する企業情報の有効活用

上記のとおり、すでに稼働している発注者支援データベース等により、 公共工事の発注で必要となる企業情報の提供が行われているところで あるが、建設業許可情報については、その一部が提供されているに過ぎ ない。

許可行政庁が有する工事経歴や処分履歴など、建設業者の入札参加資格の審査に参考となる情報について、各発注者に周知しその提供を図っていくとともに、各発注者が、これらの情報を容易に利用することを可能とするための方策(情報の整理と精度の確保、許可行政庁間での共有化、情報の電子化・類型化等)についても、検討を行うべきではないか。

また、企業情報については、発注者、許可行政庁が利用する範囲にと どまり、一般に利用しやすい形で公表されていない情報も多いが、少な くとも公共工事の受注者たる企業の情報については、情報の内容も踏ま えつつ、統一的なルールの下で、できる限り分かりやすい形で一般に公 表していくべきではないか。

発注者支援データベースの概要

公共工事発注機関が必要とする建設業者に関する客観的な情報を、一体的に提供することが可能なデータベースシステムで、平成8年より運用開始。

各発注者は、本データベースシステムを活用することにより、入札参加資格確認作業等の省力化、厳正化、技術者専任制度のチェック等が可能となる。

【データベースにより提供される情報項目】

工事実績情報サービス	企業情報サービス	専任制確認サービス
工事実績情報 ・工事契約内容の情報 ・施工内容に関する情報	監理技術者資格証情報 建設業許可情報 経営事項審査情報 前払金保証契約情報	監理技術者重複工事 確認結果 監理技術者資格証情報 確認結果 監理技術者所属業者 確認結果 主任技術者重複工事
		確認結果

工事実績に関するデータベース

- ・平成6年度から蓄積開始
- ·約11万社·約140万件の工事情報を蓄積(平成16.12末現在)

